

個人情報取扱委託事務概要書

令和2年4月1日現在

事務の名称	本庁コンピュータ等運用支援及び住民基本台帳ネットワークシステム管理業務 (個人情報取扱事務登録簿 登録番号ー)	
事務の目的	電算業務に係る操作等の支援を行うこと。	
所管課	総務部 総務・債権管理課	
対象者		
受託者の名称	富士通株式会社関西支社	
委託事務の内容	電算支援業務、システム運用スケジュール管理、保管媒体の管理、電算室の機器管理、マニュアル管理を委託するもの。	
基本的事項	経歴の状況	財産等の状況
<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 職業上の地位 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産の状況 <input type="checkbox"/> 課税・納税 <input type="checkbox"/> 取引の状況 <input type="checkbox"/> 債務の状況 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
心身の状況	生活の状況	制限記録項目
<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 傷病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族状況 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 思想・信条・宗教 <input type="checkbox"/> 人種・社会的身分 <input type="checkbox"/> 犯罪に関する事項 <input type="checkbox"/> 審議会意見事項 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
備考		

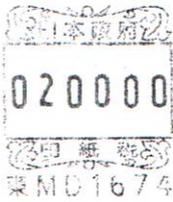


業務番号	
------	--

業務委託契約書

大阪府島本町





業務委託契約書

1	委託業務の名称	令和2年度本庁コンピュータ等運用支援及び住民基本台帳ネットワークシステム管理業務							
2	履行場所	島本町役場及び出先機関							
3	履行期間	令和2年4月1日から令和2年12月31日まで							
4	業務委託料		十億		百万		千		円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額			1	5	8	4	0	0
5	契約保証金	<input type="checkbox"/> 契約保証金 円 <input type="checkbox"/> 契約保証金に代わる担保の提供（保証の額 円） <input type="checkbox"/> 有価証券等の提供（島本町財務規則第98条第1項） <input type="checkbox"/> 金融機関等の保証（島本町財務規則第115条第2項第1号） <input checked="" type="checkbox"/> 免除（島本町財務規則第117条第3号による。） <input type="checkbox"/> 公共工事履行保証証券による保証（保証の額 円） <input type="checkbox"/> 履行保証保険契約の締結（保証の額 円） <input type="checkbox"/> その他							
6	適用除外条項								

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号
 発注者 島本町
 代表者 島本町長 山田 紘平



大阪市中央区城見二丁目2番6号
 受注者 富士通株式会社 関西支社
 支社長 梅原 洋



第 1 頁
第 2 頁
第 3 頁
第 2 頁
第 3 頁

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

3 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は第12条に定める受注者の業務責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との間で協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

8 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、茨木簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(法令上の責任等)

第2条 受注者は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令(社会保険・労働保険に関する法令を含む。)の規程を守り、善良な管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第3条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

第4条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと認めた場合はこの限りでない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。

この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当核保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

5 第1項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。

6 第1項の規定により、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は当該保証契約をもって、この契約に基づき受注者が負担する賠償金、損害金又は違約金等に充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに請求する。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第7条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者は、発注者の承諾なく、設計図書等(業務を行う上で得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

4 前3項の規定は、この契約が終了した後においても、同様とする。

(一括再委託等の禁止)

第8条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ

め、書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

4 受注者は、第2項により第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権の発明等)

第10条 受注者は、業務の遂行にあたり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、書面にて発注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定める。

(監督職員)

第11条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の業務責任者に対する業務に関する指示

(2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(業務責任者)

第12条 受注者は、業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(特定個人情報を取扱う者)

第12条の2 受注者は、業務の履行において、特定個人情報を取扱う場合には、特定個人情報を取扱う者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

(業務責任者等に対する措置請求)

第13条 発注者は、業務責任者又は受注者の使用人若しくは第8条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第14条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第15条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

第16条 削除

(条件変更等)

第17条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問

回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第18条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第20条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受注者の提案）

第20条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第21条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了すること

ができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第23条 履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第24条 業務委託料の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

(臨機の措置)

第25条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第26条 業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第27条の2第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第27条 業務の実施に伴い第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第27条の2 業務を完了する前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で、発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、仮設物又は作業現場に搬入済みの器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（仮設物又は作業現場に搬入済みの器具であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、損害を受けた仮設物又は器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における業務に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第28条 発注者は、第9条、第16条から第22条まで、第25条又は第26条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第29条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 発注者は、第2項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払い完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして前5項の規定を準用する。

(減価採用)

第30条 前条第6項の規定に関わらず、検査の結果、当該履行内容に僅少の不備がある場合で発注者がその使用上重大な支障がないと認め、かつ、期限その他の条件から履行が困難と認めたときは、相当の価格を減価の上、これを採用することができる。減価の額は発注者が定める。

(業務委託料の支払)

第31条 受注者は、第29条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 発注者が、その責めに帰すべき事由により第29条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第32条 受注者は、業務の完了前に、既に業務を完了した部分(第29条第2項の規定により検

り業
業務
合に
から
けれ
由が
め、
項の
計図
注者
こと
を申
の支
請求
なけ
する。
で発
とき
こと
委託
きは、
]と
数を
みな
り検

査職員の検査に合格したもの。以下「既履行部分」という。) 相応する業務委託料相当額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月1回を越えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を書面により発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 \leq 業務委託料相当額 \times (9/10) (債務が性質上不可分の委託契約)

部分払金の額 \leq 業務委託料相当額 (債務が性質上可分の委託契約)

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額からすでに部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(部分払金の不払に対する業務中止)

第33条 受注者は、発注者が第31条又は第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中断した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(債務不履行に対する受注者の責任)

第34条 受注者は、業務について、この契約に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた場合、又は受注者がこの契約に違反したことが明らかになった場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその履行の追完を請求し、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求し、又はその履行の追完に代えて損害の賠償を請求することができる。ただし、債務の不履行が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、発注者は、損害の賠償を請求することができない。

- 3 前項の規定は、第37条第1項及び第2項に定める解除権の行使を妨げない。

- 4 第2項において、受注者が負うべき責任は、第29条第2項又は第32条第3項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第35条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合に

において、発注者が履行期間後に完了する見込があると認めたときは、発注者は、延滞違約金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の延滞違約金の額は、業務委託料（第30条の規定に基づき減価したときはその減価後の金額）から第32条に規定する部分払に係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第31条第2項又は第32条第5項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（不当な取引制限等に係る損害賠償の予約）

第36条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の業務委託料10分の2に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときは、同様とする。

(1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（同法第7条の2第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）。

(2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が、示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。

(4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第96条の6に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。

3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払いの日から支払の日における民事法定利率（民法第404条第3項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。）の割合による利息を付さなければならない。

（発注者の解除権）

第37条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履

の支
行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
850
851
852
853
854
855
856
857
858
859
860
861
862
863
864
865
866
867
868
869
870
871
872
873
874
875
876
877
878
879
880
881
882
883
884
885
886
887
888
889
890
891
892
893
894
895
896
897
898
899
900
901
902
903
904
905
906
907
908
909
910
911
912
913
914
915
916
917
918
919
920
921
922
923
924
925
926
927
928
929
930
931
932
933
934
935
936
937
938
939
940
941
942
943
944
945
946
947
948
949
950
951
952
953
954
955
956
957
958
959
960
961
962
963
964
965
966
967
968
969
970
971
972
973
974
975
976
977
978
979
980
981
982
983
984
985
986
987
988
989
990
991
992
993
994
995
996
997
998
999
1000
- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 履行期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
 - (3) 正当な理由なく第34条第2項に定める追完がなされないとき。
 - (4) この契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 前各号のほかこの契約事項に違反したとき。

2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 第6条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者の債務の全部が履行不能であるとき。
- (3) 受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 受注者が第43条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 島本町暴力団排除条例（平成26年島本町条例第8号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (9) この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- (10) 発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- (11) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。

3 前各項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができない。

（誓約書の提出）

第38条 受注者及び暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

（暴力団排除に伴う契約の解除）

第39条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちにこの契約を解除する。

- (1) 暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に

該当すると認められたとき。

- (2) 暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人との契約の解除の求めを拒否したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第40条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

- (1) 第37条の規定によりこの契約が解除された場合（受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。）
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(契約解除に伴う損害賠償金)

第41条 前条第1項に規定する場合（前条第2項によりみなされた場合を含む。）において、発注者に生じた損害額が、前条第1項に規定する違約金の額を超える場合には、受注者は超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(業務完了前の発注者の任意解除権)

第42条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第37条第1項、同条第2項及び第39条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第43条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第18条の規定により設計図書等を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第19条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項が発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(解除の効果)

第44条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第32条に規定する部分払に係る部分については、この限りでない。

(解除に伴う措置)

第45条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約が解除された場合において、器具、仮設物その他の物件（第8条第2項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、受注者が負担する。

4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。

5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第37条又は第39条の規定によるときは発注者が定め、第42条又は第43条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(保険)

第46条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第47条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期日を経過した日から業務委託料の支払いの日まで年2.6パーセントの割合で計算した利息を付した額を発注者の支払うべき業務委託料から相殺し、なお不足があるときは追徴することができる。

2 前項の追徴をする場合において、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.6パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

(人権啓発研修)

第48条 受注者は、この契約に基づき受託業務に従事する者が基本的人権について正しい認識を持って当該業務を遂行できるよう、人権啓発に係る研修を行うものとする。

(個人情報の保護)

第49条 受注者は、個人情報の保護に関し、島本町個人情報保護条例（以下「条例」という。）

第16条第1項に基づく次の事項を順守しなければならない。

- (1) 提供資料等の厳重な保管及びその運搬にあたっては責任者が細心の注意を持って行うこと。
- (2) 提供資料等の目的外利用の禁止
- (3) 提供資料等の複写及び複製の禁止
- (4) 事故発生時の報告の義務

(5) 提供資料等の返還義務

(6) 知り得た個人情報に関し、条例第28条等の罰則の規定に抵触したときは処罰される場合がある。

(消費税等額の変動)

第50条 この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

(契約外の事項)

第51条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

電算室作業内容

作業概要

島本町の電算室にて、常駐(2.5人/日分)の運用保守作業を行う。電子計算機システムの運用の支援及びそれらに付随する業務の支援を行う。

1. 日常的な運用行為

本庁ネットワーク管理及び業務システム保守作業の立会及び動作確認、住民情報システムの定期的なPTF適用作業、起動確認・電源管理、バックアップ媒体交換、作業報告書作成等。

2. 非定期的な運用行為

障害発生時の報告・一時切り分け、購入端末初期設定、住基CSの配布ソフト運用・OSパッチ適用、電算操作説明、選挙時機器準備等。

3. 電算室管理支援

島本町の規定書類(Q&A票、時間外申請、外部媒体許可)の運用管理、入退室管理、保管マニュアル管理、電算備品・消耗品管理等。

作業内容 (1/3)

作業項目	作業概要
運用支援業務	
1 基幹業務システムの起動確認作業	島本町の各基幹業務システム(住民情報システム、グループウェア、財務会計、住基ネットCS、住基GW)の起動状況を確認する。毎朝のサービス起動時にエラーがでていないか等、ログ等確認を行う。
2 基幹業務システムの管理端末操作支援	職員が電算室で業務処理する際に、管理端末での操作方法等が不明であった場合、操作説明や操作支援を行う。
3 基幹業務システムのPTF適用作業	基幹業務システムの定期的なPTF適用作業と確認を行う。(但し、法改正、制度改正、拡張機能追加、大規模変更は含まない。)テスト機による動作確認後、本番機へ適用を行う。 ※PTF適用において個別カスタマイズPGが該当した場合、PTF適用内容を反映し動作確認を行う。
4 バックアップ媒体の交換作業及び確認作業	バックアップ媒体の交換作業と確認作業を行う。住民情報システム、文書及びファイルサーバ(以下、「総務・債権管理課管理サーバ」という。)、グループウェア並びに住基ネットCS及び住基ネットGWが対象。
5 Q&A連絡票によるシステムの操作説明及び操作支援作業	Q&A連絡票により、OAソフトや庁内メール、総務・債権管理課管理サーバシステム等のPC端末の操作支援を主に行う。各業務システムの詳細に関わるものは、担当業者の業務SEに連絡を行う。
6 基幹業務システムに付随するソフトの操作教育	Q&A連絡票による要望依頼に基づいて、OS、OAソフト、帳票出力ツール(ListWorks)等の簡単な操作説明会を必要に応じて行う。
7 月次及び年次処理の一括帳票の出力支援	職員が電算室のNLPプリンタ等で業務帳票を一括出力する場合のプリンタ操作支援を行う。選挙前日発行等の万単位ページ出力の際は必要に応じて立会いを行う。
8 帳票出力の仕分け作業支援	職員が電算室のNLPプリンタ等で業務帳票を一括出力する場合、必要に応じて帳票仕分け支援を行う。
9 運用上発生する作業ファイルの管理(業務ログファイル・一時作業ファイル)	業務ログファイルや一時ファイル等の不要ファイルの確認と削除を行う。総務・債権管理課管理サーバが対象。
10 システムフルバックアップ作業	年度切替時期や年末等(年1回程度)に、システムフルバックアップを行う。総務・債権管理課管理サーバが対象。
11 緊急障害時対応(一次切り分け)及びハードウェア交換等のメンテナンス対応支援	トラブルの一次切分け対応を行う。また、必要に応じて一次対応を行う。ハードウェアトラブルや交換は、総務・債権管理課の指示のもと、担当営業(又はCE)に連絡を行う。
12 サーバ稼動状況の監視、報告作業	サーバ稼動状況の定期的な確認及び業務ログやメール等のDISKやDBの空き容量の確認を行い、定期報告を行う。総務・債権管理課管理サーバが対象。
13 インターネット端末操作支援	インターネット端末の使用法や、操作支援を行う。
14 ウィルス対策支援作業	総務・債権管理課管理サーバ及びグループウェアに定期的なウィルスパターン適用を行う。 ※ウィルスパターンの最新版ダウンロードは、インターネット端末にて行う。
15 LGWAN運用操作支援	LGWAN端末(メール等)の使用法の説明や、操作支援を行う。
16 新規採用職員研修 庁内システムの仕組み、OAソフト等の教育	毎年4月中旬以降に行う新規採用職員研修において、新規採用職員向けに、庁内の電算システムの概要説明と及びOAソフト等の操作研修を行う。
17 新規購入端末機器等の初期設定	総務・債権管理課が新規購入したPC端末機器の初期設定作業(OS、ネットワーク設定)を行う。 ※総務・債権管理課の指示のもと、運用環境(事務端末、住民情報システム端末等)の設定を行う。 但し、大量購入時(※同時期一契約内5台以上)の一括端末設定作業は含まない。
18 住基ネットCSシステムのPTF適用作業	住基ネットCSシステムのPTF適用作業と確認を行う。住基業務SE及び原課での適用再確認、動作確認を前提とする。
19 住基ネットCSシステムのセキュリティ強化作業(LASDEC等の指示によるパッチ適用等)	住基ネットCSシステムのOSセキュリティパッチの適用作業と確認を行う。住基業務SE及び原課での適用再確認、動作確認を前提とする。
20 住基ネットCSシステムのウィルス対策支援作業(パターン確認やウィルス検索等対応)	住基ネットCSシステムのウィルスパターン確認や適用状況の確認を行う。

1.2 作業内容 (2/3)

作業No.	作業項目	作業概要	作業P
21	住基ネットCSシステムのその他関連作業	住基ネットCSシステム関連するJ-LIS、都道府県、国等からの指示による突発的に案件について必要に応じて支援を行う。原則、Q&A連絡票による依頼を前提とする。	1 電算管理
22	住基ネットCSシステムのデータ維持管理 (データ不整合確認支援)	強制修正やイレギュラーデータによる、データ不整合が発生した場合の住基ネットCSシステムの支援を行う。住基業務SE及び原課による確認や修正指示に基づく実施を前提とする。	2 運用
23	住基ネットCSシステム監査等の報告資料の作成支援	島本町が住基ネットシステムの監査対象となった場合、必要に応じて、関連する必要な書類の報告資料作成支援を行う。原則、Q&A連絡票による依頼を前提とする。	3 開発
24	住民情報システム～住基ネットCSまでの新規外字登録作業	島本町の住民票システムにて新規外字が発生した場合、原課が作成した外字を住基ネットシステム外して登録を行う。住基業務SE及び原課での立会いによる確認を前提とする。※他の基幹業務(医療成業務、介護業務、後期高齢業務、ダウンリカバリ等)へも当該外字データの配布を行う。	
25	住所辞書の定期更新作業	住民情報システムにて必要に応じて適用作業を実施する。実施の際には担当業務SEの立会いを前提する。原則、Q&A連絡票による依頼を前提とする。	
26	使用者権限一覧の作成	使用者権限一覧の作成・管理(ID及びパスワード等含む)を行う。 ※ドメインユーザ登録管理、住民情報システムユーザ登録管理。	
27	人事異動等に伴う使用者権限の変更	総務・債権管理課の指示に従い、使用権限の随時変更を行う。 ※ドメインユーザ登録管理、住民情報システムユーザ登録管理。	
28	故障機器の確認及び対応	ハードウェアトラブルの一次調査を行う。また、総務・債権管理課の指示のもと、営業(又はCE)連絡及び簡易な修繕対応を行う。	
29	端末機器故障に伴う入替作業 (入替設定作業、データ消去)	総務・債権管理課が管理しているPC端末において、故障等により入替作業が必要な場合、入替に伴期設定作業及び、データ消去作業を行う。	
30	選挙に関わる準備作業	選挙窓口開設時等に、総務・債権管理課の指示に従い、必要な場所への業務端末設置及び接続動作確認を行う。また、必要に応じて当日の立会いを行う。原則、Q&A連絡票による依頼を前提とする。	
31	住基GWシステムの修正情報適用作業	住基GWシステムの修正情報適用作業を確認を行う。	
32	グループウェア(ポータルサイト)の共有ブックマーク更新作業	総務・債権管理課の指示に従い、グループウェア(ポータルサイト)の共有ブックマークのタイトル/リンク先の変更を行う。原則、Q&A連絡票による依頼を前提とする。	
II	システム運用スケジュール管理		
1	システム運用スケジュールの検討と管理	システム運用スケジュール(電源スケジュールやプリンタ使用スケジュール)の調整と検討を行い、台帳に記載する。総務・債権管理課管理サーバ、プリンタが対象。	
2	システム運用稼働実績の報告	上記管理台帳により稼働実績の報告を行う。	
3	関連業者との打合せの参加	総務・債権管理課の指示のもと、必要に応じて関連業者との打合せに参加する。	
4	毎月の運用支援業務の報告	運用支援作業実施状況の報告を定期的(月1回)に会議体にて行う。	
III	保管媒体の管理		
1	テープ等保管媒体の備品管理	バックアップ用テープ媒体やMO媒体、DVD媒体、CD媒体、FPD媒体の管理台帳の作成し、備理を行う。	
IV	電算室の機器管理		
1	本庁ネットワーク管理及び基幹業務システム保守支援	島本町の本庁ネットワーク管理として、ネットワーク(通信)状態の定期的な確認を行う。基幹システムの翌朝始動に関わるような変更や機器交換に伴う立会いを必要に応じて行う。	
2	電子計算機の始動と停止(随時)	島本町の電算室の電子計算機において、停電等によりサーバや端末の停止や始動が必要な場合、総務債権管理課の指示のもと、随時に起動と停止を行う。	
3	空調電源の投入と切断	島本町の電算室の空調電源の投入と切断を行う。	
4	電子計算機及び周辺機器の消耗品の管理	電子計算機及び周辺機器のハード、基本ソフト構成、端末管理、消耗品の管理を行う。	
5	電子計算機及び周辺機器の清掃	島本町の電算室内の電子計算機や周辺機器の簡易清掃作業を行う。 総務・債権管理課管理サーバのバックアップ装置は、毎月月初にクリーニングを行う。	
6	ネットワーク図及び電子計算機、周辺機器の台帳整備	ネットワーク構成図やIPアドレス一覧などのネットワーク構成管理を行う。	
7	障害発生時の報告	トラブル発生時に状況確認と総務・債権管理課への発生報告を行う。	
8	電算室入退室管理設備の運用管理	島本町の電算室の入退室管理設備の運用管理を行う。	

2 作業内容 (3/3)

	マニュアル管理	
案件について	1 電算機器・ソフト・周辺機器等のマニュアル管理	島本町の電算室に保管されている、電算機器やソフトの各ドキュメントの管理を行う。
システムの支	2 運用に関する資料のファイル管理	島本町の電算室に保管されている、運用に関する各ドキュメントの管理を行う。
類の報告資	3 開発ドキュメントのファイル管理	島本町の電算室に保管されている、各開発ドキュメントの管理を行う。

システム外
業務（医療

会を前提

又はCE)

、入替に伴

接続動作確
する。

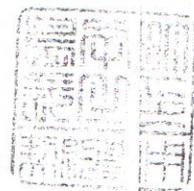
のタイトル

封を行い、

作成し、備

、基幹シス

場合、総務



仕様書

- 易合が
消費
額に
て定め
- 1 委託業務の名称
令和2年度本庁コンピュータ等運用支援及び住民基本台帳ネットワークシステム管理業務
 - 2 業務委託場所
大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号他 島本町役場及び出先機関
 - 3 支援業務時間
支援業務時間は、役場業務の開始時から同業務終了時間までとする。
ただし、島本町の電算システム上、土日祝日に立会いが必要な場合についてはこれを行い必要な助言・確認等を行うものとする。
 - 4 対象とするシステム（以下「基幹業務システム」という。）
基幹業務システムの対象は、受注者が導入したシステムとする。
 - ・住民情報システム
(Acrocity V2、MCWEL 介護・後期高齢、MISALIO 福祉)
 - ・住民基本台帳ネットワークシステム (MICJET GW、J-LIS)
 - ・グループウェアシステム (Joy'n Do)
 - ・財務会計システム(IPKNOWLEDGE)
 - ・LGWAN
 - ・その他庁内システム但し、今後電算室にサーバが増設された場合、該当サーバも対象とする。
 - 5 業務を実施する要員
常駐での作業を基本とし、人員は2.5人/日以上（SE:1名以上含むこと。）
 - ①但しSEは、サーバOS: Windows Server、Linux、上記対象となる基幹業務システムについて運用支援作業を実施していること。
クライアントOS: Windows XP、Vista、7以降に精通していること。
また、一部作業に必要なCOBOLに精通していること。
SE経験年数が原則5年以上あること。
常駐する人員は支援業務経験が1年以上あること（SEを除く）。
※業者決定後にSE経歴書の提出を求め、上記内容に合致しているか判断します。
 - ②体調不良等で1日に2.5人/日以上が出来ない場合は、代替りの人材を当日中迄に用意して常駐すること。
 - 6 委託業務の範囲
別紙:「電算室作業範囲」とする。
 - 7 引継ぎ
業務の遂行に支障をきたすことのないよう、現在の本庁コンピュータ等運用支援の業務実施業者との引継ぎを契約期間開始までに行うこと。
 - 8 その他
上記以外の事項が新たに発生した場合はその都度、別途協議の上、決定する。
上記1～7内容に違反した場合は、損害賠償や契約不履行も含めて検討を実施する。

特定個人情報の取扱いに関する覚書

島本町（以下「発注者」という。）と富士通株式会社関西支社（以下「受注者」という。）は令和2年度本庁コンピュータ等運用支援及び住民基本台帳ネットワークシステム管理業務委託契約（以下「原契約」という。）に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第10項に定める個人番号利用事務又は同条第11項に定める個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部を委託した場合において、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、以下のとおり覚書を締結する。

（定義）

第1条 本覚書における用語の定義は、島本町個人情報保護条例（以下「条例」という。）及び番号法に定めるところによる。この場合において、条例第4条及び番号法第2条の双方に定めがある用語の定義については、条例の定めるところによる。

（特定個人情報の取扱いの委託）

第2条 発注者は、個人番号利用事務等を実施する上で必要な最小限度において、特定個人情報を受注者に取扱わせるものとする。

（秘密保持義務）

第3条 受注者は、原契約に基づき実施する個人番号利用事務等（以下「本件業務」という。）において取り扱う特定個人情報（以下「本件特定個人情報」という。）を、発注者の書面による事前の承諾を得ることなく、本件業務を実施する以外の目的で、利用し、複写し若しくは複製し、又は加工してはならない。

2 受注者は、第7条により発注者が許諾した再委託先に提供する場合及び本件業務を実施するために必要がある場合を除き、本件特定個人情報を他に提供し、又は漏えいしてはならない。

（持出しの禁止）

第4条 受注者は、本件特定個人情報を、本件業務を実施するために必要がある場合を除き、発注者の書面による事前の承諾を得ることなく、受注者の事業所内から持ち出してはならない。

（目的外利用の禁止）

第5条 受注者は、本件特定個人情報を、本件業務を実施する以外の目的に利用してはならない。

（安全管理措置）

第6条 受注者は、本件業務の遂行にあたり、本件特定個人情報の漏えい、滅失

又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止のために合理的と認められる範囲内で、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

- 2 発注者及び受注者は、発注者が前項に定める安全管理措置の具体的内容を指定しようとする場合、本件業務の内容、規模及び対価を考慮し、協議を行うものとする。

（再委託）

第7条 受注者は、本件業務を実施する上で、本件業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）することができる。この場合、受注者は発注者に対し、再委託する旨、再委託先の名称及び住所を事前に書面により通知し、発注者の書面による許諾を得なければならない。

- 2 受注者は、再委託する場合、再委託先に対して、第6条に定める安全管理措置その他の本覚書に定める受注者の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（漏えい事案等の発生時の対応）

第8条 受注者は、本件特定個人情報の漏えい等の事案が発生した場合、又は発生した可能性がある場合には、直ちに発注者に報告するものとする。この場合、発注者及び受注者は、事故の拡大及び再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合において、発注者及び受注者が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状況、事案によって本人が被る権利利益の侵害の状況、事案の内容及び規模等に鑑み、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

（損害賠償）

第9条 受注者は、自己の責に帰すべき事由により、本件特定個人情報の漏えい等の事故が発生し、発注者に損害が生じた場合、原契約に従ってこれを賠償する責任を負うものとする。

（特定個人情報の返却・廃棄）

第10条 受注者は、本件業務が終了したとき、又は発注者の求めがあるときにはいつでも、発注者の指示に従い、本件特定個人情報（その複製物及び複写物を含む）の全てを発注者に返却し、又は復元できない手段で廃棄若しくは削除しなければならない。

- 2 受注者は、前項の廃棄又は削除について記録に残さなければならない。

- 3 受注者が第1項の廃棄又は削除を行った場合、受注者は、発注者に対し、速やかに廃棄又は削除を行った旨の証明書を交付しなければならない。

（責任者）

第11条 受注者は、本件業務を実施するにあたり本件特定個人情報の取扱いに関する管理責任者を定め、発注者に報告するものとする。

(従業者に対する監督・教育)

第12条 受注者は、本件業務に従事する従業者(受注者の組織内において直接間接に受注者の指揮監督を受けて受注者の業務に従事している者をいう。従業員、取締役、監査役、理事、監事、及び派遣社員等を含むがこれに限られない。以下「事務取扱担当者」という。)の範囲を明確にして発注者に報告した上で、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督・教育を行わなければならない。

2 受注者は、事務取扱担当者に対し、本件特定個人情報に関する秘密保持義務を負わせるものとする。

3 受注者は、事務取扱担当者が退職する場合、事務取扱担当者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求める等、在任若しくは在職中に知り得た全ての本件特定個人情報の返還若しくは破棄を義務づけ、漏えい等を防止するために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(本人に対する責任等)

第13条 発注者は、本件特定個人情報に、適正に取得されたものであることを保証するとともに、受注者に本件特定個人情報を取り扱う業務を委託することについて、本人に対して責任を負う。

2 受注者は、本人から本件特定個人情報の開示、訂正、追加若しくは削除等の請求を受けた場合、又は行政機関、司法機関等、本人以外の第三者から本件特定個人情報の提供を要請された場合、速やかに発注者に通知するものとする。この場合、受注者は、本人又は本人以外の者の請求又は要請に直接応じる義務を負わず、発注者が自己の費用と責任をもって対応するものとする。

(報告及び実地調査)

第14条 受注者は、発注者に対し、本覚書締結日から1年が経過するごとに、本覚書内容の遵守状況について書面により報告しなければならない。

2 発注者は、安全管理措置の実施状況を確認するために必要な限度において、受注者に対する書面による事前の通知により、実地の調査の受入れを求めることができる。この場合、受注者は、本件業務の実施に支障が生ずるときその他の正当な理由がある場合を除き、発注者の求めに応じるものとする。

3 前項の調査にあたり、受注者は発注者に対して、受注者の営業秘密(不正競争防止法第2条第6項に定める営業秘密をいう。)に関する秘密保持義務等について定めた秘密保持契約の締結を求めることができるものとする。

4 発注者は、第2項の調査のために受注者の事業所等への入館が必要となる場合、受注者所定の入退館等に関する規則に従うものとする。

5 受注者は、発注者による第2項の調査が通常範囲を超えると判断するとき

は、発注者及び受注者で協議の上、調査の受入れのために受注者が要した費用を発注者に請求することができるものとする。

(有効期間)

第15条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から本件業務の終了の日までとする。

2 前項の定めにかかわらず、第3条、第9条、第10条、第13条、第16条及び第17条は、本覚書終了後も有効に存続するものとする。

(原契約との関係)

第16条 本覚書に定めのない事項については、原契約の定めるところによる。

(合意管轄)

第17条 本覚書に関する紛争については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第18条 本覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い発注者及び受注者で協議し、円満に解決を図るものとする。

令和2年4月1日

住所 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号
発注者 島本町

氏名 代表者 島本町長 山田 紘平



印

住所 大阪府大阪市中央区城見二丁目2番6号
受注者 富士通株式会社 関西支社

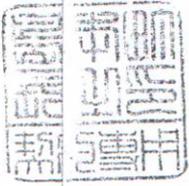
氏名 支社長 梅原 洋二



個人情報取扱委託事務概要書

令和2年4月1日現在

事務の名称	情報セキュリティ強化対策機器保守業務 (個人情報取扱事務登録簿 登録番号 -)	
事務の目的	情報セキュリティ強化対策事業として導入済みの各種サーバー（生体認証、仮想パソコン、統合運用サーバー）の点検・保守を行うこと。	
所管課	総務部 総務・債権管理課	
対象者		
受託者の名称	富士通株式会社関西支社	
委託事務の内容	平成28年度に実施した情報セキュリティ強化対策事業において導入した各種サーバー（生体認証、仮想パソコン、統合運用サーバー）の点検・保守を委託するもの。	
基本的事項	経歴の状況	財産等の状況
<input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 職業上の地位 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産の状況 <input type="checkbox"/> 課税・納税 <input type="checkbox"/> 取引の状況 <input type="checkbox"/> 債務の状況 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
心身の状況	生活の状況	制限記録項目
<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 傷病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族状況 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 思想・信条・宗教 <input type="checkbox"/> 人種・社会的身分 <input type="checkbox"/> 犯罪に関する事項 <input type="checkbox"/> 審議会意見事項 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
備考		



業務番号	
------	--

業務委託契約書

大阪府島本町



業務委託契約書

1	委託業務の名称	令和2年度情報セキュリティ強化対策機器保守業務							
2	履行場所	大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 島本町役場							
3	履行期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで							
4	業務委託料		十億		百万		千		円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								
5	契約保証金	<input type="checkbox"/> 契約保証金 円 <input type="checkbox"/> 契約保証金に代わる担保の提供（保証の額 円） <input type="checkbox"/> 有価証券等の提供（島本町財務規則第98条第1項） <input type="checkbox"/> 金融機関等の保証（島本町財務規則第115条第2項第1号） <input checked="" type="checkbox"/> 免除（島本町財務規則第117条第3号による。） <input type="checkbox"/> 公共工事履行保証証券による保証（保証の額 円） <input type="checkbox"/> 履行保証保険契約の締結（保証の額 円） <input type="checkbox"/> その他							
6	適用除外条項								

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

住所 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号
 発注者 島本町
 氏名 代表者 島本町長 山田 敏三



住所 大阪府大阪市中央区城見二丁目2番
 受注者 富士通株式会社 関西支社
 氏名 支社長 梅原 洋



第 2
3
4
5
6
7
8
9
1
第 2
3
第 2
3

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の保守業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

3 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は第12条に定める受注者の業務責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との間で協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

8 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、茨木簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(法令上の責任等)

第2条 受注者は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令(社会保険・労働保険に関する法令を含む。)の規程を守り、善良な管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第3条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

第4条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと認めた場合はこの限りでない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。

この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(保守方式)

第5条 保守方式は、次のとおりとする。

- (1) 予防保守 受注者は、受注者の定める保守サイクルに基づき定期的に受注者の指定する保守担当技術者（以下「保守担当技術者」という）を派遣して、次条に定める保守業務を行う。
- (2) 緊急保守 受注者は、緊急に保守又は修理を要する場合、発注者の通報に基づき速やかに保守担当技術者を派遣して次条に定める保守業務を行う。

(保守業務の内容)

第6条 保守業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 障害発生時における清掃、注油及び一般調整
- (2) 障害発生時における異常の有無の点検
- (3) 障害発生時における必要な部分の性能試験
- (4) 摩耗による自然消耗の修復、部品交換及び調整
- (5) 障害の修復

(保守に対する協力及び機密保持)

第7条 受注者は、契約期間中物件所在場所に立入り点検できるものとし、発注者は、異議なく受注者の点検に協力しなければならない。この場合において、受注者は、必ず身分を証明する証票を携行しなければならない。

2 受注者は、前項に立入りに際して知り得た発注者の全ての情報を第三者に漏洩してはならない。

(保守時間)

第8条 保守の受付時間は、休・祝日を除く、月曜日から金曜日までの9時から17時30分までとする。

(料金)

第9条 保守料の金額は、次のとおり定める。

- (1) 令和2年4月1日からの通常保守料 ¥145,000円〔月額費用〕
- (2) 通常保守料に係る消費税及び地方消費税額 ¥14,500円〔月額費用〕
- (3) 通常保守料総計 ¥159,500円〔月額費用〕

(4) 特別保守料 次のアからクまでの事由に基づいて保守業務、作業等を行う場合は、受注者はその都度個別に見積りを行い、発注者及び受注者が協議のうえ特別保守料を決定し、当該保守業務、作業等を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

ア 発注者の本機器使用操作上の誤り

イ 発注者が本機器の使用場所の環境を所定の条件に設定・維持する事を怠った場合

ウ 発注者の故意又は過失

エ 天災地変その他発注者、受注者いずれの責にも帰することのできない事由

オ 改造又は他の機器の取り付け

カ 撤去、運搬等の移動

キ 本契約第7条に定める保守時間以外に保守を行う場合

ク 保守の際、別途受注者が定める部品の交換を行った場合

(契約の保証)

第10条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当核保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

5 第1項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。

6 第1項の規定により、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は当該保証契約をもって、この契約に基づき受注者が負担する賠償金、損害金又は違約金等に充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに請求する。

(権利義務の譲渡等)

第11条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第12条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者は、発注者の承諾なく、設計図書等(業務を行う上で得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

4 前3項の規定は、この契約が終了した後においても、同様とする。

(一括再委託等の禁止)

第13条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

4 受注者は、第2項により第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

第14条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権の発明等)

第15条 受注者は、業務の遂行にあたり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、書面にて発注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定める。

(監督職員)

第16条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の業務責任者に対する業務に関する指示

(2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(業務責任者)

第17条 受注者は、業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、

名称
その
され
は、
定し
在を
らな
合に
につ
。監
され
るに
に関
又は
の調
の監
たと
なら
うも
なす。
者を
たと
更、

履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(特定個人情報を取扱う者)

第17条の2 受注者は、業務の履行において、特定個人情報を取扱う場合には、特定個人情報を取扱う者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

(業務責任者等に対する措置請求)

第18条 発注者は、業務責任者又は受注者の使用人若しくは第13条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第19条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第20条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

第21条 削除

(条件変更等)

第22条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。)

- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第23条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第25条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第24条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受注者の提案）

第25条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第26条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求すること

ができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第27条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第28条 履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第26条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第29条 業務委託料の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

(臨機の措置)

第30条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第31条 業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第32条の2第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第32条 業務の実施に伴い第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第32条の2 業務を完了する前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で、発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、仮設物又は作業現場に搬入済みの器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（仮設物又は作業現場に搬入済みの器具であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、損害を受けた仮設物又は器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における業務に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（業務委託料の変更に代える設計図書の変更）

第33条 発注者は、第14条、第21条から第27条まで、第30条又は第31条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第34条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 発注者は、第2項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払い完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして前5項の規定を準用する。

(減価採用)

第35条 前条第6項の規定に関わらず、検査の結果、当該履行内容に僅少の不備がある場合で発注者がその使用上重大な支障がないと認め、かつ、期限その他の条件から履行が困難と認めたときは、相当の価格を減価の上、これを採用することができる。減価の額は発注者が定める。

(業務委託料の支払)

第36条 受注者は、第29条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 発注者が、その責めに帰すべき事由により第29条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第37条 受注者は、業務の完了前に、既に業務を完了した部分（第34条第2項の規定により検査職員の検査に合格したもの。以下「既履行部分」という。）相応する業務委託料相当額につい

て、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月1回を越えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を書面により発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 \leq 業務委託料相当額 \times (9/10) (債務が性質上不可分の委託契約)

部分払金の額 \leq 業務委託料相当額 (債務が性質上可分の委託契約)

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額からすでに部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(部分払金の不払に対する業務中止)

第38条 受注者は、発注者が第36条又は第37条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中断した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(債務不履行に対する受注者の責任)

第39条 受注者は、業務について、この契約に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた場合、又は受注者がこの契約に違反したことが明らかになった場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその履行の追完を請求し、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求し、又はその履行の追完に代えて損害の賠償を請求することができる。ただし、債務の不履行が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、発注者は、損害の賠償を請求することができない。

- 3 前項の規定は、第42条第1項及び第2項に定める解除権の行使を妨げない。

- 4 第2項において、受注者が負うべき責任は、第34条第2項又は第37条第3項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第40条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、発注者が履行期間後に完了する見込があると認めたときは、発注者は、延滞違約金の支

払いを受注者に請求することができる。

2 前項の延滞違約金の額は、業務委託料（第35条の規定に基づき減価したときはその減価後の金額）から第37条に規定する部分払に係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第3.6条第2項又は第37条第5項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（不当な取引制限等に係る損害賠償の予約）

第41条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の業務委託料10分の2に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときは、同様とする。

(1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（同法第7条の2第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）。

(2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が、示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。

(4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第96条の6に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。

3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払いの日から支払の日における民事法定利率（民法第404条第3項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。）の割合による利息を付さなければならない。

（発注者の解除権）

第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当

該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 履行期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 正当な理由なく第39条第2項に定める追完がなされないとき。
- (4) この契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 前各号のほかこの契約事項に違反したとき。

2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 第11条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者の債務の全部が履行不能であるとき。
- (3) 受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 受注者が第48条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 島本町暴力団排除条例（平成26年島本町条例第8号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (9) この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- (10) 発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- (11) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。

3 前各項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができない。

（誓約書の提出）

第43条 受注者及び暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

（暴力団排除に伴う契約の解除）

第44条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちにこの契約を解除する。

- (1) 暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

(2) 暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人との契約の解除の求めを拒否したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第45条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

(1) 第42条の規定によりこの契約が解除された場合（受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。）

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(契約解除に伴う損害賠償金)

第46条 前条第1項に規定する場合（前条第2項によりみなされた場合を含む。）において、発注者に生じた損害額が、前条第1項に規定する違約金の額を超える場合には、受注者は超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(業務完了前の発注者の任意解除権)

第47条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第43条第1項、同条第2項及び第44条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第48条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第23条の規定により設計図書等を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第24条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項が発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(解除の効果)

第49条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第37条に規定する部分払に係る部分については、この限りでない。

(解除に伴う措置)

第5.0条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約が解除された場合において、器具、仮設物その他の物件（第8条第2項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、受注者が負担する。

4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。

5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第4.2条又は第4.4条の規定によるときは発注者が定め、第4.7条又は第4.8条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（保険）

第5.1条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第5.2条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期日を経過した日から業務委託料の支払いの日まで年2.6パーセントの割合で計算した利息を付した額を発注者の支払うべき業務委託料から相殺し、なお不足があるときは追徴することができる。

2 前項の追徴をする場合において、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.6パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

（人権啓発研修）

第5.3条 受注者は、この契約に基づき受託業務に従事する者が基本的人権について正しい認識を持って当該業務を遂行できるよう、人権啓発に係る研修を行うものとする。

（個人情報の保護）

第5.4条 受注者は、個人情報の保護に関し、島本町個人情報保護条例（以下「条例」という。）第2.1条第1項に基づく次の事項を順守しなければならない。

- (1) 提供資料等の厳重な保管及びその運搬にあたっては責任者が細心の注意を持って行うこと。
- (2) 提供資料等の目的外利用の禁止
- (3) 提供資料等の複写及び複製の禁止
- (4) 事故発生時の報告の義務
- (5) 提供資料等の返還義務

保守契約明細

型名	品名	数量	金額明細
ネットワーク機器保守			
LCS36T4SS1	Catalyst 3650-48TS 本体 IP Base	2	7,600
LCS296PW31	AC電源 250W	2	720
LCR76SXG2	1000Base SFP	2	640
SJ318TL214	SR-S318TL2プレインストールモデルV14	14	8,540
PXC0516A02	SR-X316T2プレインストールモデルV02	1	320
SJ324TL214	SR-S324TL2プレインストールモデルV14	9	4,680
SH-SFPSX	SFP-GBIC (1000BASE-SX)	1	420
SJ318TL214	SR-S318TL2プレインストールモデルV14	3	1,830
SJ310TL214	SR-S310TL2プレインストールモデルV14	9	2,070
仮想PCサーバ保守			
PYR2542R2N	PRIMERGY RX2540 M2 ラックベースユニット (2.5インチ)	1	860
PYBCP49XU	Xeon プロセッサ E5-2699v4 (2.20GHz/22コア/55MB) x1	2	9,600
PYBTKCP01	CPU搭載キット (2CPU目)	1	20
PYBME16SC	メモリ-16GB (16GB 2400 RDIMM x1)	14	13,300
PYBBA2SS2	ベイ追加オプション (2.5インチストレージ x16)	1	300
PYBSH121E3	内蔵2.5インチSAS HDD-1.2TB (10krpm)	9	5,400
PYBDV121	内蔵DVD-ROMユニット	1	20
PYBSR3C42	SASアレイコントローラカード	1	210
PYBLA262L	Dual port LANカード (1000BASE-T)	2	200
PYBLA302U	ポート拡張オプション (1000BASE-T x2)	1	300
PYBPU123	電源ユニット (1200W)	2	300
PY-UPAR152	高機能無停電電源装置 (Smart-UPS SMT 1500RMJ)	1	1,200
PY-UPC01	ネットワークマネジメントカード	1	110
仮想ホストサーバ保守			
PYR2532RAN	PRIMERGY RX2530 M2 ラックベースユニット (2.5インチ x10)	1	860
PYBCP49XF	Xeon プロセッサ E5-2650v4 (2.20GHz/12コア/30MB) x1	2	4,800
PYBTKCP01	CPU搭載キット (2CPU目)	1	20
PYBME08SC	メモリ-8GB (8GB 2400 RDIMM x1)	10	4,500
PYBSR3C42	SASアレイコントローラカード	1	440
PYBSH121E3	内蔵2.5インチSAS HDD-1.2TB (10krpm)	9	5,400
FMV-NSM54	スーパーマルチドライブユニット	1	150
PYBLA262L	Dual port LANカード (1000BASE-T)	2	200
PYBLA302U	ポート拡張オプション (1000BASE-T x2)	1	300
PYBPU806	電源ユニット (800W)	2	180
PY-UPAR152	高機能無停電電源装置 (Smart-UPS SMT 1500RMJ)	1	1,200
PY-UPC01	ネットワークマネジメントカード	1	110
バックアップサーバ保守			
PYR1332R2S	PRIMERGY RX1330 M2 ラックベースユニット (2.5インチ/300W電源 x1)	1	860
PYBCP48ET	Xeon プロセッサ E3-1220v5 (3GHz/4コア/8MB) x1	1	300
PYBME08UD	メモリ-8GB (8GB 2133 UDIMM x1)	2	380
PYBSH301E3	内蔵2.5インチSAS HDD-300GB (10krpm)	3	690
PYBDV121	内蔵DVD-ROMユニット	1	20
PYBSR3FA	SASアレイコントローラカード	1	140
PYBLA262L	Dual port LANカード (1000BASE-T)	1	100
PYBSC3FEL	SASコントローラカード	1	220
PY-R1DP1	17インチ ラック・コンソール (RC25)	1	840
PY-KVFA04	アナログKVMスイッチ (4ポート)	1	90
LT20SSK1	ETERNUS LT20 S2 (LTO6 ハーフバイト, SAS)	1	4,560
B5142B28C	Arcserve Backup r17 for Windows Base with Disaster Reco	1	2,800
B5141N48B	Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host Licen	2	7,200
SKYSEAライセンス保守			
PROP	SKYSEA Client View	1	50,000





特定個人情報の取扱いに関する覚書

島本町（以下「発注者」という。）と富士通株式会社関西支社（以下「受注者」という。）は令和2年度情報セキュリティ強化対策機器保守業務委託契約（以下「原契約」という。）に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第10項に定める個人番号利用事務又は同条第11項に定める個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部を委託した場合において、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、以下のとおり覚書を締結する。

（定義）

第1条 本覚書における用語の定義は、島本町個人情報保護条例（以下「条例」という。）及び番号法に定めるところによる。この場合において、条例第4条及び番号法第2条の双方に定めがある用語の定義については、条例の定めるところによる。

（特定個人情報の取扱いの委託）

第2条 発注者は、個人番号利用事務等を実施する上で必要な最小限度において、特定個人情報を受注者に取扱わせるものとする。

（秘密保持義務）

第3条 受注者は、原契約に基づき実施する個人番号利用事務等（以下「本件業務」という。）において取り扱う特定個人情報（以下「本件特定個人情報」という。）を、発注者の書面による事前の承諾を得ることなく、本件業務を実施する以外の目的で、利用し、複写し若しくは複製し、又は加工してはならない。

2 受注者は、第7条により発注者が許諾した再委託先に提供する場合及び本件業務を実施するために必要がある場合を除き、本件特定個人情報を他に提供し、又は漏えいしてはならない。

（持出しの禁止）

第4条 受注者は、本件特定個人情報を、本件業務を実施するために必要がある場合を除き、発注者の書面による事前の承諾を得ることなく、受注者の事業所内から持ち出してはならない。

（目的外利用の禁止）

第5条 受注者は、本件特定個人情報を、本件業務を実施する以外の目的に利用してはならない。

（安全管理措置）

第6条 受注者は、本件業務の遂行にあたり、本件特定個人情報の漏えい、滅失



又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止のために合理的と認められる範囲内で、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

- 2 発注者及び受注者は、発注者が前項に定める安全管理措置の具体的内容を指定しようとする場合、本件業務の内容、規模及び対価を考慮し、協議を行うものとする。

（再委託）

第7条 受注者は、本件業務を実施する上で、本件業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）することができる。この場合、受注者は発注者に対し、再委託する旨、再委託先の名称及び住所を事前に書面により通知し、発注者の書面による許諾を得なければならない。

- 2 受注者は、再委託する場合、再委託先に対して、第6条に定める安全管理措置その他の本覚書に定める受注者の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（漏えい事案等の発生時の対応）

第8条 受注者は、本件特定個人情報の漏えい等の事案が発生した場合、又は発生した可能性がある場合には、直ちに発注者に報告するものとする。この場合、発注者及び受注者は、事故の拡大及び再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合において、発注者及び受注者が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状況、事案によって本人が被る権利利益の侵害の状況、事案の内容及び規模等に鑑み、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

（損害賠償）

第9条 受注者は、自己の責に帰すべき事由により、本件特定個人情報の漏えい等の事故が発生し、発注者に損害が生じた場合、原契約に従ってこれを賠償する責任を負うものとする。

（特定個人情報の返却・廃棄）

第10条 受注者は、本件業務が終了したとき、又は発注者の求めがあるときにはいつでも、発注者の指示に従い、本件特定個人情報（その複製物及び複写物を含む）の全てを発注者に返却し、又は復元できない手段で廃棄若しくは削除しなければならない。

- 2 受注者は、前項の廃棄又は削除について記録に残さなければならない。
- 3 受注者が第1項の廃棄又は削除を行った場合、受注者は、発注者に対し、速やかに廃棄又は削除を行った旨の証明書を交付しなければならない。

（責任者）

第11条 受注者は、本件業務を実施するにあたり本件特定個人情報の取扱いに関する管理責任者を定め、発注者に報告するものとする。

(従業者に対する監督・教育)

第12条 受注者は、本件業務に従事する従業者（受注者の組織内にあつて直接間接に受注者の指揮監督を受けて受注者の業務に従事している者をいう。従業員、取締役、監査役、理事、監事、及び派遣社員等を含むがこれに限られない。以下「事務取扱担当者」という。）の範囲を明確にして発注者に報告した上で、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督・教育を行わなければならない。

- 2 受注者は、事務取扱担当者に対し、本件特定個人情報に関する秘密保持義務を負わせるものとする。
- 3 受注者は、事務取扱担当者が退職する場合、事務取扱担当者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求める等、在任若しくは在職中に知り得た全ての本件特定個人情報の返還若しくは破棄を義務づけ、漏えい等を防止するために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(本人に対する責任等)

第13条 発注者は、本件特定個人情報に、適正に取得されたものであることを保証するとともに、受注者に本件特定個人情報を取り扱う業務を委託することについて、本人に対して責任を負う。

- 2 受注者は、本人から本件特定個人情報の開示、訂正、追加若しくは削除等の請求を受けた場合、又は行政機関、司法機関等、本人以外の第三者から本件特定個人情報の提供を要請された場合、速やかに発注者に通知するものとする。この場合、受注者は、本人又は本人以外の者の請求又は要請に直接応じる義務を負わず、発注者が自己の費用と責任をもって対応するものとする。

(報告及び実地調査)

第14条 受注者は、発注者に対し、本覚書締結日から1年が経過するごとに、本覚書内容の遵守状況について書面により報告しなければならない。

- 2 発注者は、安全管理措置の実施状況を確認するために必要な限度において、受注者に対する書面による事前の通知により、実地の調査の受入れを求めることができる。この場合、受注者は、本件業務の実施に支障が生ずるときその他の正当な理由がある場合を除き、発注者の求めに応じるものとする。
- 3 前項の調査にあたり、受注者は発注者に対して、受注者の営業秘密（不正競争防止法第2条第6項に定める営業秘密をいう。）に関する秘密保持義務等について定めた秘密保持契約の締結を求めることができるものとする。
- 4 発注者は、第2項の調査のために受注者の事業所等への入館が必要となる場合、受注者所定の入退館等に関する規則に従うものとする。
- 5 受注者は、発注者による第2項の調査が通常範囲を超えると判断するとき

は、発注者及び受注者で協議の上、調査の受入れのために受注者が要した費用を発注者に請求することができるものとする。

(有効期間)

第15条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から本件業務の終了の日までとする。

2 前項の定めにかかわらず、第3条、第9条、第10条、第13条、第16条及び第17条は、本覚書終了後も有効に存続するものとする。

(原契約との関係)

第16条 本覚書に定めのない事項については、原契約の定めるところによる。

(合意管轄)

第17条 本覚書に関する紛争については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第18条 本覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い発注者及び受注者で協議し、円満に解決を図るものとする。

令和2年4月1日

住所 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号
発注者 島本町

氏名 代表者 島本町長 山田 紘平



印

住所 大阪府大阪市中央区城見二丁目2番6号
受注者 富士通株式会社 関西支社

氏名 支社長 梅原 洋二

